



資料 1

第 4 回宇都宮市水道料金等審議会

～料金収入以外の附帯収入について～

■附帯事業について

- ・ 地方公営企業法上、本業に加えて附帯事業の実施が可能
- ・ 附帯事業として認められる範囲は、国の通達により、以下の条件を満たす必要がある。
 - 本来事業の経営と相当の因果関係を有すること
 - 本来の事業に支障を生じないこと
 - 十分な採算性を有すること



- ・ 公営企業の本来の目的を逸脱したり、給水（使用料）収益の不足を補うほどの事業規模となり、本業の経営に支障をきたすことになると、公営企業として認められなくなる

本市における料金収入以外の主な収入

- ・ 泉水（水道水ペットボトル）等の販売による収入と売電事業による収入が挙げられるが、泉水等の販売は飲用促進等をPRする目的で行っており、経営に影響を与えるほどの収入や収益性はない。

■地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律
(公営企業に係る部分) の施行に関する取扱いについて<抜粋>

- (三) 附帯する事業とは、地方公営企業の経営に相当因果関係を持ちつつ地方公営企業に附帯して経営される事業をいうものであるが、この場合における相当因果関係とは、附帯事業が、次のいずれかに該当する場合をいうものであること。
- 1 本来の事業と事業の性格上密接な関係にある場合
 - 2 本来の事業に係る土地、施設等の資産、知識及び技能を有効活用する関係にある場合
 - 3 本来の事業の実施により生じる開発利益に着目し、これを本来の事業の健全な運営に資するため吸収する関係にある場合
- (四) 附帯事業は、本来の事業の健全な運営に資するために行われるものであるから、本来の事業に支障を生ずるものであってはならないことはもとより、十分な採算性を有することが必要であること。

■売電事業について

- ・令和6年度の実績で、消化ガス発電、小水力発電、太陽光発電の合計で2億円を超える収入があるほか、自家消費分を創出している。

【売電事業の状況（令和6年度）】

設置施設	発電方法	設備容量 [kW]	導入年度	主な電力使用方法
川田水再生センター	消化ガス	840	H28	売電（2.6億円）
今市浄水場 第3減圧所	小水力	45	H20～21	売電（5.3百万円）
松田新田浄水場	太陽光	180	H19	自家消費 （約2.3百万円相当）
白沢浄水場	太陽光	100	H21	自家消費 （約3百万円相当）
局庁舎	太陽光	10	H16	自家消費 （約30万円相当）

※太陽光及び小水力発電は、環境保全に資することを目的としており、採算性は想定していない。